

大分市告示第597号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、  
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

2024年（令和6年）10月18日

大分市長 足立信也



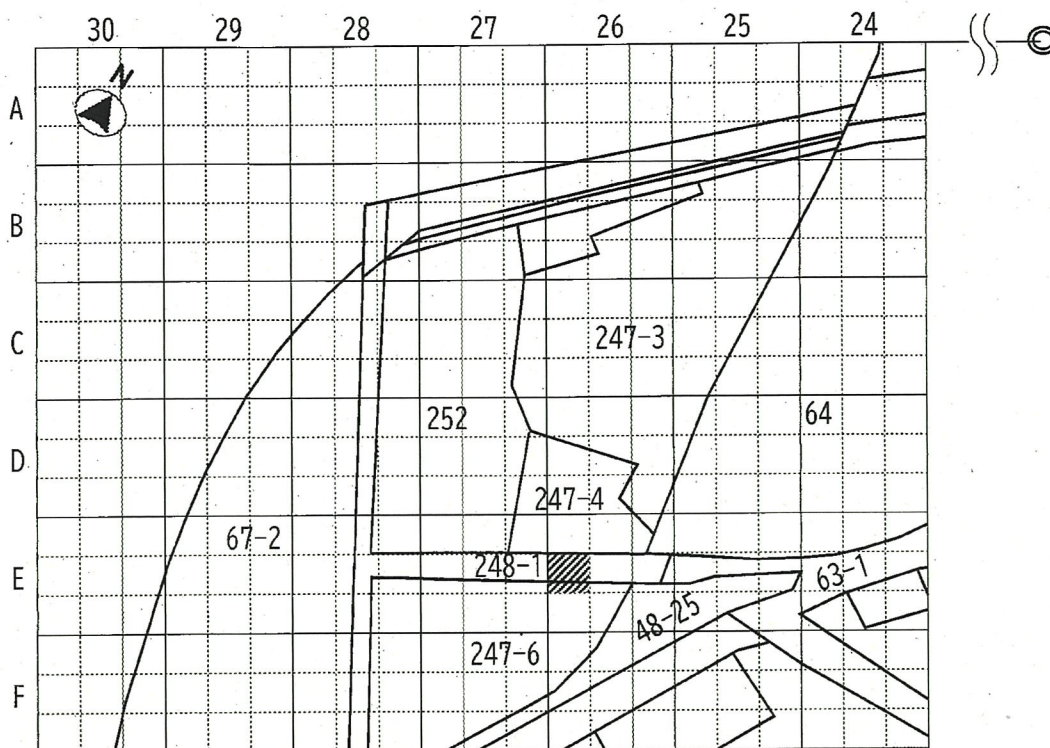
1. 指定する区域

別図のとおり

- ・大分市大字佐野字角ノ木下247番6の一部、248番1の一部

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項  
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・鉛及びその化合物



<凡例>

- ◎：起点
- 太線：筆境界
- 細線：30m格子
- 破線：10m格子
- 斜線：形質変更時要届出区域

<起点>

起点は北緯33度13分35.79秒、  
東経131度44分9.55秒の地点とする。

<区域の地番>

大字佐野字角ノ木下「247番6」  
大字佐野字角ノ木下「248番1」

<格子の回転角度>

62°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。